平成２３年（再イ）第２２号

青森市大字駒込字蛍沢59番地133　県営住宅16－１－１、住民票上の住所青森市大字駒込字桐ノ沢86番地

再生債務者　葛西　杏子

１　決議に付する再生計画案　平成23年10月31日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年11月29日

３　再生計画案に対する回答期間　平成23年11月29日まで

平成23年11月１日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第２１号

青森県八戸市八太郎６丁目５番29号

再生債務者　村上　国安

１　決議に付する再生計画案　平成23年10月27日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年12月６日

３　再生計画案に対する回答期間　平成23年12月６日まで

平成23年11月１日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１６号

千葉県船橋市新高根６丁目27番７号

再生債務者　相磯　静徳

１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月18日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月２日から平成23年12月16日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１４号

兵庫県尼崎市築地５丁目４番13号

再生債務者　橋本　克美

１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月21日まで

４　一般異議申述期間　平成23年11月28日から平成23年12月12日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再ロ）第９号

千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目５番29号

再生債務者　松田　英治

１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月２日から平成23年12月16日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第１００３４号

神奈川県横浜市磯子区杉田２－３－16

再生債務者　丸岡英一郎

１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月９日から平成24年１月４日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１０８号

千葉県浦安市入船２－２－604

再生債務者　木内　　港

１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月12日から平成24年１月４日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第８２号

大阪市淀川区十八条１丁目13番26号シティパーク十八条502号

再生債務者　林崎さおり

１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年11月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年12月１日から平成23年12月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００７５号

東京都大田区東六郷１―15―16、住民票上の住所茨城県守谷市本町415―２

再生債務者　沼崎　一雄

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月17日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年11月14日まで

平成23年10月31日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第７号

金沢市西泉４丁目135番地１

再生債務者　増山　　進

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月25日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年11月28日まで

平成23年10月31日　　金沢地方裁判所

平成２３年（再ロ）第７号

滋賀県湖南市石部東１丁目３番６―303号

再生債務者　大給　　丘

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月26日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年11月28日まで

平成23年10月31日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１７号

京都市山科区御陵大津畑町23番地11パインベルテ御陵205

再生債務者　松嶋　房枝

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月28日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成23年12月２日まで

平成23年11月１日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第４号

新潟県見附市葛巻２丁目８番30号

再生債務者　刈田ユミ子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年11月１日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第２号

鳥取県倉吉市海田西町１丁目245番地　メゾンナカザワ103

再生債務者　入江久美子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月31日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（再ロ）第５号

千葉県野田市山崎貝塚町13番地の22

再生債務者　佐々木一郎

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年10月28日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は、厚生労働大臣の承認を受け解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　第一交通グループ厚生年金基金

２．事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区馬借２丁目６番８号

３．設立事業所の名称及び所在地　第一交通産業株式会社　北九州市小倉北区、第一交通産業株式会社福岡支社　福岡市博多区

４．解散の理由　確定給付企業年金法第111条第３項の規定による

５．解散の認可があったとみなされた年月日　平成23年10月１日

平成 23 年 11 月 10 日

福岡県北九州市小倉北区馬借２丁目６番８号

第一交通グループ厚生年金基金

理事長　黒土　　始